

## 事務局からの情報提供

### 目次

- |                |     |
|----------------|-----|
| 1. 流域治水施策集について | P1～ |
| 2. 特定都市河川について  | P8～ |

出典：国土交通省HP

国土交通省 農林水産省

# 流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

ver1.0 水害対策編

# 流域治水施策集

■ 河川区域の対策 ■ 集水域の対策 ■ 氾濫域の対策

目的	施策	実施主体	
洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤	●河川管理者	
	#2 ダム事前放流	●ダム管理者	
	#3 排水施設・ポンプ(河川)	●河川管理者	
内水の排除 (排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(下水道)	●下水道管理者	
	#5 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	●国・都道府県 ●農業水利施設管理者等	
	#6 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	●施設管理者	
河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	●市町村・都道府県	
排水区域内の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(下水道)	●下水道管理者	
市街地等の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(民間施設)	●民間事業者・個人	
農地等の浸水の防止	#10 ため池の活用	●市町村・都道府県 ●農業者	
農地等の浸水の防止	#11 「田んぼダム」	●農業者	
貯留機能の保全(浸水の許容)	#12 貯留機能保全区域	●都道府県等	
新たな居住に対し、 立地を規制する 居住者の人命を守る	#13 浸水被害防止区域	●都道府県	
	#14 災害危険区域	●市町村・都道府県	
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#15 住宅等の防災改修 (高上げ・ビロティ化等)	●市町村・都道府県
		#16 住居の集団移転	●市町村
	既存の住居に対し、 移転を促す	#17 住居の個別移転	●市町村
防災まちづくり		#18 居住誘導区域、防災指針	●市町村
高台まちづくり	#19 避難路・避難施設等の確保	●市町村	
氾濫拡大の抑制	#20 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	●水防管理者	
避難の確保(平時)	#21 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	●河川管理者 ●下水道管理者 ●市町村	
	#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	●市町村 ●施設管理者	
	避難の確保(災害時)	#23 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	●市町村 ●個人 ●気象庁 ●河川管理者
	経済影響の軽減等	#24 浸水対策(耐水化・止水壁等)	●市町村・都道府県 ●民間事業者
	災害復旧(洪水氾濫の防止)	#25 流域治水型災害復旧(遊水地・輪中堤)	●河川管理者

施策コラム① 氾濫の活用 ... p.9

施策コラム② 特定都市河川 ... p.19

施策コラム③ 水害リスクマップ ... p.28

## 流域治水の役割分担

根拠法令等	法定計画等( )内は運用	予算・税制	Page
河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する 基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7
河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.10
下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等	p.11
土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p.12
-	-	-	p.13
特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.14
下水道法	下水道事業計画	大規模雨水処理施設整備事業等	p.15
下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.16
土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.17
土地改良法 農業の有する多面的機能の 発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.18
特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.20
特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.21
建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.22
-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.23
防災のための集団移転促進事業に 係る国の財政上の特別措置等に 関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.24
-	-	かけ地近接等危険住宅移転事業	p.25
都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集集中支援事業等	p.26
都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.27
水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.29
水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.30
水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.31
災害対策基本法 気象業務法・水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.32
水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置	p.33
公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業	p.34

※根拠法令等には関連法令も含む

1 氾濫を防ぐ・減らす ــــــــــــــــــــــــ 洪水氾濫の防止

# #1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

## 目的

洪水氾濫の防止

## 根拠法令・計画等

河川法  
特定多目的ダム法  
水資源機構法  
河川整備計画  
多目的ダムの建設に関する基本計画

## 支援

### 予算・税制

- (直轄)
  - 一般河川改修事業
  - 直轄ダム建設事業 等
- (補助・交付金)
  - 事業間連携河川事業
  - 大規模特定河川事業 等
  - 広域河川改修事業
  - 補助ダム建設事業
  - 水資源機構事業 等

### 技術的支援

- ・河川管理施設等構造令
- ・河川砂防技術基準
- ・ダム・堰施設技術基準 (案)
- ・工作物設置許可基準
- ・河川堤防設計指針

## 施策の内容

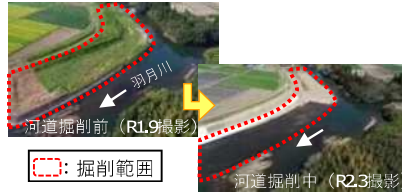
### 概要

比較的頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、

- ・洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
- ・洪水を一時的に貯留し、河道への流量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。



引堤(石川県梯川水系梯川)



河道掘削(鹿児島県川内川水系羽月川)

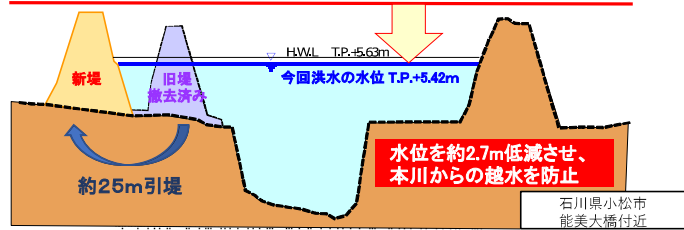


立野ダムの整備(熊本県白川水系白川)

### 施策の効果(事例)

- ・梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約2.7m低下させ、梯川本川からの越水を回避したと推定しています。

引堤、河道掘削が行われず、洪水調節が行われなかった場合の水位 T.P.+8.13m



## 施策推進のポイント

- ・短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。
- ・気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や霞堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
事業監理室 TEL 03-5253-8456

# #1 雨水貯留浸透施設（調整池・公共施設）

## 目的

河川への流出抑制  
市街地等の浸水の防止

## 根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法  
流域水害対策計画  
施設に係る法令・条例等

## 支援

### 予算・税制

特定都市河川浸水被害対策推進事業  
流域貯留浸透事業

### 技術的支援

- 雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）（平成22年4月）
- 増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案）（令和3年2月（公社）雨水貯留浸透技術協会）
- 流域貯留浸透施設のご紹介（（公益）雨水貯留浸透技術協会）

## 施策推進のポイント

- 都市部では、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化<sup>\*</sup>に加え、再開発等の機会を捉えた対策の促進や、開発等の際に流出増を抑える以上の効果（流出を減少させる効果）を生み出す対策を促進する視点が重要です。
- 地方部も同様に、新たな宅地開発や圃場整備等が流出増につながるおそれがあることも考慮し、都市部と同様の対策のルール化<sup>\*</sup>に加え、既存のため池や田んぼや、国有地の活用や耕作放棄地等の活用を含め、流域内の既存ストックも活用し、雨水貯留浸透機能の確保を積極的に進める視点が重要です。

<sup>\*</sup>「施策コラム②特定都市河川 p.19」が参考となります。

## 施策の内容

### 概要

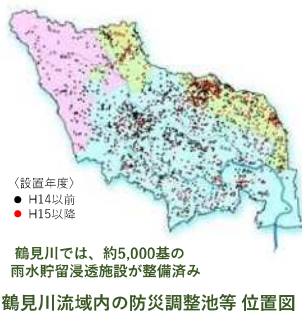
- 雨水貯留浸透施設は、主に小流域での氾濫や内水による浸水被害の軽減への効果が期待されるものであり、民間事業者の協力・連携による整備も含め、取組を全国で展開しています。
- 地方公共団体においては、施設整備のほか、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策をルール化すること等が考えられます。



### 施策の効果(事例)

- 鶴見川流域では、河川・流域の分担等の総合的な治水対策を進めており、令和元年東日本台風の際、約370万m<sup>3</sup>が貯留（流域分：279万m<sup>3</sup>）され、約0.7mの水位低減効果<sup>\*</sup>があったと試算されています。

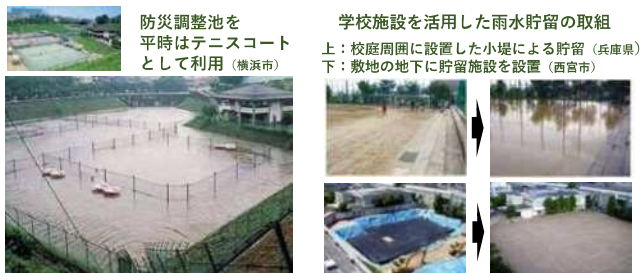
<sup>\*</sup>電の子橋地点



鶴見川流域水害対策計画 流量分担

河川名	鶴見川			鶴見川			
	地点	矢上川	早瀬川	鳥山川	忍田川	豊田川	都県境
河川	未吉橋	第三京浜	都県境	江川合流前	榎木川合流前	砂田川合流前	都県境
地点	戦後最大	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10
目標降雨							
合計流量	2,110	1,080	240	200	210	65	190
流出抑制対策	250 (11.8%)	250 (23.1%)	70 (29.2%)	20 (10.0%)	70 (33.3%)	5 (7.7%)	30 (15.8%)
雨水浸透阻害行為の対策工事等	205 (9.7%)	225 (20.8%)	65 (27.1%)	20 (10.0%)	65 (31.0%)	5 (7.7%)	25 (13.2%)
地方公共団体等が実施する対策	15 (0.7%)	25 (2.3%)	5 (2.1%)	-	5 (2.4%)	-	5 (2.6%)
下水道管理者が実施する対策	30 (1.4%)	-	-	-	-	-	-
河運・洪水調節	1,860	830	170	180	140	60	160

- また、雨水貯留浸透施設（土地）の効果的な整備・運用の観点からは、平常時における都市部の貴重なオープンスペース、公園やビオトープ等としての多目的複合利用や、グリーンインフラとして活用する視点も重要です。



## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課  
TEL 03-5253-8455

# #18 居住誘導区域、防災指針

## 目的

防災まちづくり

## 根拠法令・計画等

都市再生特別措置法  
立地適正化計画  
都市再生整備計画

## 支援

### 予算・税制

コンパクトシティ形成支援事業  
都市構造再編集中支援事業  
居住誘導区域等権利設定等促進事業 等

### 技術的支援

- ・水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）
- ・立地適正化計画作成の手引き（令和4年4月）
- ・まちづくりにおける防災・減災対策に係るパッケージ支援施策（令和3年7月コンパクトシティ形成支援チーム防災TF会議）
- ・防災コンパクト先行モデル都市を形成・横展開（令和2年7月コンパクトシティ形成支援チーム防災TF会議）

## 施策の内容

### 概要

・国土交通省においては、立地適正化計画制度により人口減少・高齢者の増加・拡散した市街地などの社会的課題に対し、コンパクトなまちづくりを進めています。居住誘導区域は立地適正化計画において、将来に渡り居住を誘導するエリアとして設定され、その設定において、現在及び将来に渡る人口分布や土地利用、都市機能等に加え、災害ハザードを踏まえた区域設定をすることで適切な防災まちづくりを推進しています。

・防災指針は、災害に強いまちづくりと併せた都市のコンパクト化を推進するため、立地適正化計画において誘導区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を位置付けています。

### 施策の効果

・災害リスクを踏まえた住宅や日常生活に必要な都市機能の誘導、集約等により、災害リスクの高いエリアへの人口集中を軽減。



## 施策推進のポイント

- ・防災指針の検討に当たっては、人口・住宅の分布、避難路・避難場所や病院等の生活支援施設の配置などの現状及び将来の見通しと、想定される災害ハザード情報を重ね合わせる分析を適切に行い、地域防災計画等に位置付けられている各地域の警戒避難体制の構築状況等を勘案の上、災害発生により想定されるリスクを適切に確認することが必要です。
- ・災害リスクは想定する災害の規模と種類や、これに対して実施される対策の程度により様々であることから、治水部局は、防災まちづくりに取り組む自治体に対し、水害リスクマップや多段階の浸水想定図等を提供するだけでなく、必要に応じて、参考となる情報を併せて示すなど、丁寧に説明する必要があります。
- ・なお、災害リスクの相対的に低いエリアへの都市機能や居住の集約や誘導を図る事業を市町村等が行う場合においては、立地適正化計画に基づく取組であれば、都市構造再編集中支援事業等の活用が可能な場合があるため、必要に応じ活用することで円滑な事業推進を図ることが可能です。

## 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課  
河川計画調整室 TEL 03-5253-8445

都市局 都市計画課 TEL 03-5253-8409  
市街地整備課 TEL 03-5253-8413  
都市安全課 TEL 03-5253-8400

## #23 迅速・円滑な避難（避難のための情報発信）

### 目的

避難の確保（災害時）

### 根拠法令・計画等

災害対策基本法・気象業務法・水防法  
大規模氾濫減災協議会  
(減災に係る取組方針)

### 支援

#### 予算・税制

—

#### 技術的支援

- 川の防災情報  
(<https://www.river.go.jp/>)
- 危機管理型水位計運用協議会  
(<http://www.river.or.jp/koeki/riverwaterlevels/portal.html>)

### 施策の内容

#### 概要

・災害時の迅速・円滑な避難判断に必要な雨量や河川水位、河川カメラ映像などの観測情報や洪水予報やダム放流通知、水防警報などの予報・警報の発信を推進しています。



川の防災情報による  
河川水位などの提供

#### 施策の効果

・観測情報や警報情報の発信を推進することにより、避難所開設などの事前準備や避難指示などの判断に資するものです。



### 施策推進のポイント

- ・地域住民が迅速・円滑な避難行動を行うためには、市区町村による避難先の確保や避難誘導のための的確な避難指示の発令など地域住民が迷わないための事前準備や情報発信が必要です。
- ・市区町村によるこれらの行動を支援するため、国や都道府県、関係事業者が有する観測情報などを「川の防災情報」などにより、報道機関や民間企業への提供・配信などを進めています。
- ・当該施策には、観測機器の設置などに関する地域住民の理解や協力が不可欠であり、市区町村や民間企業、地域住民による防災行動計画の策定などを進めるとともに地域住民に観測情報や予報・警報などを理解いただく活動が重要となってきます。

### 施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課  
河川情報企画室 TEL 03-5253-8446

## 緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

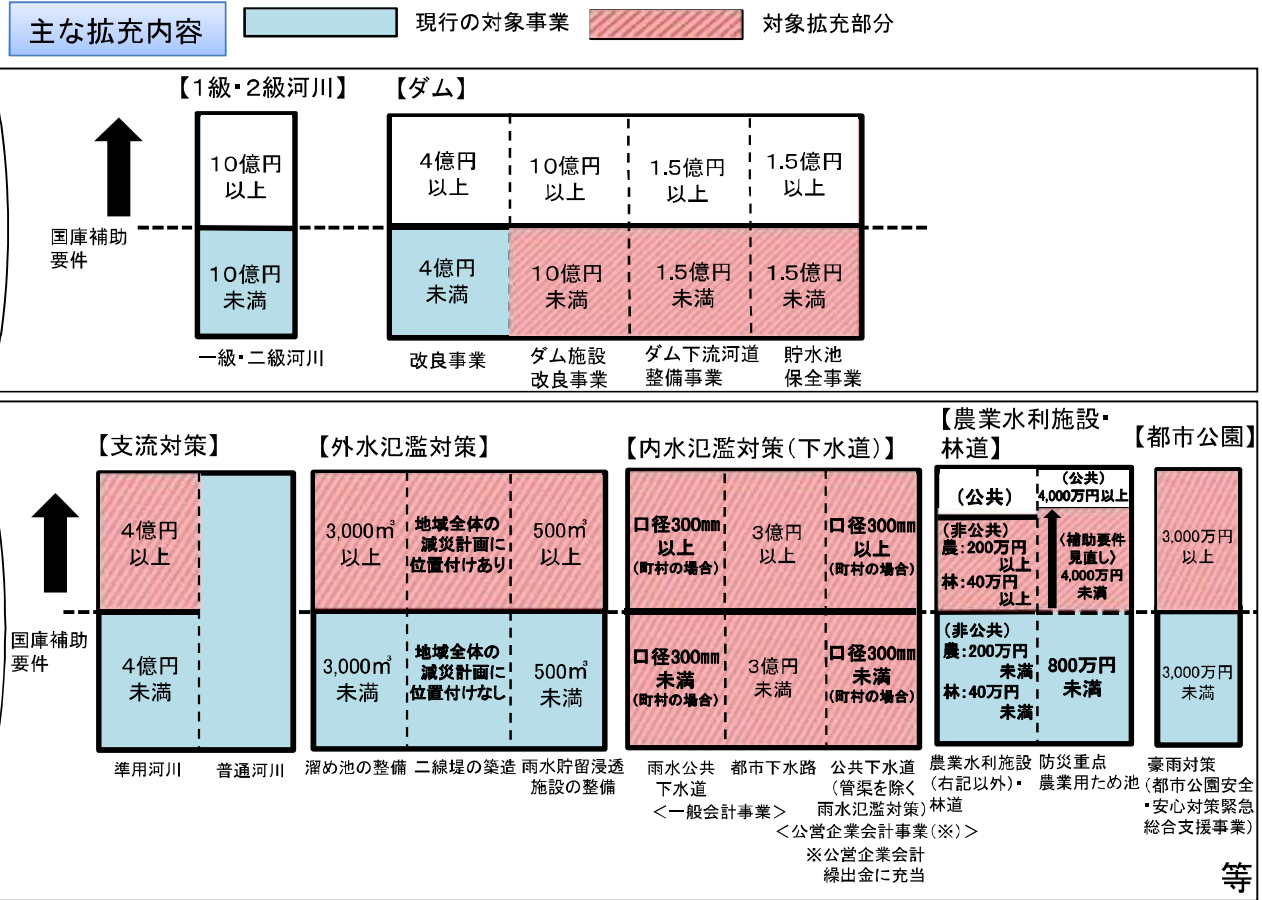
- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする

**【事業期間】**  
令和3年度～令和7年度

**【事業費】**  
4,000億円（令和2年度：3,000億円）  
（対前年度比：+1,000億円増、+3割増）

**【地方財政措置】**  
充当率100%、交付税措置率70%

**【対象事業】**  
1. 流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充



2. 道路防災について、小規模事業に限るとの現行の要件を撤廃した上で、橋梁・道路の洗掘・流失対策を追加



## 施策コラム②

# 特定都市河川（流域治水関連法※の中核をなす制度）

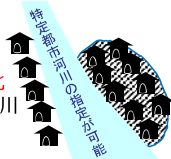
※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

### 特定都市河川の指定対象

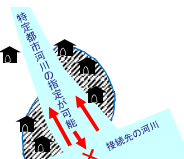
#### 市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川

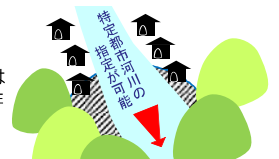


#### 自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



### 流域治水の計画・体制の強化

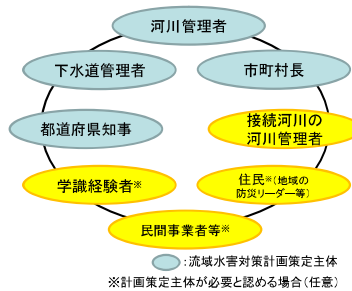
**特定都市河川の指定**  
全国の河川へ指定拡大

**流域水害対策協議会の設置**  
計画策定・対策等の検討

**流域水害対策計画 策定**  
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

#### 【流域水害対策協議会の構成イメージ】



#### （協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須  
都道府県知事指定河川：設置任意

#### （構成員）

流域水害対策計画策定主体  
接続河川の河川管理者  
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

#### （協議事項の例）

流域水害対策計画の作成に関する協議  
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

### 流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

#### 河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

#### 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≥30m<sup>3</sup>（条例で0.1～30m<sup>3</sup>の間で基準緩和が可能）
- ②国有財産の活用制度  
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



#### 雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

#### 保全調整池の指定

100m<sup>3</sup>以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

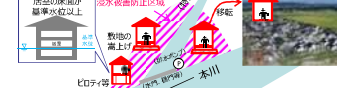
- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

#### 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の被災前に安全な土地への移転を安全性を事前許可制とする



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

#### 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

令和5年度

水管理・国土保全局関係  
予算決定概要

令和4年12月

国土交通省 水管理・国土保全局

## 令和5年度予算の基本方針

### 基本方針

令和4年8月の大雨等による被害や気候変動の影響を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用し、堤防・遊水地・ダム等の整備に加え、特定都市河川の指定拡大、内水対策、避難対策の強化等、ハード・ソフトの取組の強化とともに、計画的・効率的なインフラの老朽化対策、防災・減災対策を強力に進める DX、カーボンニュートラルの推進に資する GX、水辺空間の良好な環境の創出等による地域活性化の取組を総合的に推進する。

- ・流域治水の本格的実践 「継続と深化」
- ・インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現
- ・防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化する DX の推進
- ・ダムや下水道におけるクリーンエネルギー創出を通じた GX の推進
- ・水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地域活性化の推進

## 主要項目

### 治水事業等関係費・下水道事業関係費

#### 1. 流域治水の本格的実践「継続と深化」 [5,950億円]

気候変動による水災害の頻発化・激甚化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するとともに、水災害リスクを踏まえ特定都市河川の指定を拡大し、流域一体となった取組を実施。

#### 2. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現 [2,304億円]

予防保全によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく定期点検等により確認された修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等により効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現。

#### 3. 防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するDXの推進 [74億円]

3日程度先の水位予測情報の提供等による洪水予測の高度化などの情報分野での流域治水の取組を加速するとともに、デジタル技術の活用・新技術の導入等による施設の整備・管理や、流域情報等のオープンデータの拡充、サイバー空間上の実証実験基盤の整備等、イノベーションを促進する取組を推進。

#### 4. ダムや下水道におけるクリーンエネルギー創出を通じたGXの推進 [81億円]

国際的な脱炭素化及び気候変動への適応を促進するため、ダム運用の高度化等により治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる取組であるハイブリッドダムや、下水道事業者による創エネ施設の導入の支援を図る等、インフラ分野におけるGXを推進。

#### 5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地域活性化の推進 [93億円]

かわまちづくりによる賑わいある良好な水辺空間の創出や河川を基軸とした生態系ネットワークの形成など、多様な主体と連携した取組により地域活性化を推進。

(注)この他に工事諸費等がある。

※上記以外に、災害復旧関係費479億円、行政経費9億円、東日本大震災からの治水関係費0.02億円、復旧関係費50億円、工事諸費等があるほか省全体で社会資本整備総合交付金5,492億円、防災・安全交付金8,313億円、社会資本総合整備(復興)116億円がある。